

2019年1月9日

IKO 製品の輸出管理について

日本トムソン株式会社

1. 弊社は、国際的な平和および安全の維持を目的とした、「外国為替及び外国貿易法」等の輸出関連法規を遵守するため、社内組織の設置および関連規程の整備を行い、これら法規に違反して製品の輸出および技術の提供を行わないことを方針としております。
2. 弊社は、これらの法規により規制されている製品または技術を国内販売する場合であっても、最終的にこれら法規に違反して輸出されることが明らかな場合には、販売を控えさせていただきます。
3. これらの管理体制のC P（コンプライアンス・プログラム）は、経済産業省にNo.139として登録されており、「企業名公表リスト」として経済産業省ホームページに公表されております。
【経済産業省ホームページアドレス】
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/compliance_programs_pdf/kigyokouhyou.pdf
4. 弊社カタログに記載されている、標準品における輸出貿易管理令（以下、「輸出令」という。）に基づくリスト規制品の該非判定結果は、添付の判定リストのとおりです。製品個別の該非判定およびカタログに記載されていない特殊品の該非判定につきましては、該非判定書を発行いたしますので、別紙「該非判定依頼書」にて弊社営業担当にご要求願います。
5. キャッチオール規制、輸出令別表第二および米国輸出管理規則（EAR）に関する判定結果につきましても、判定リストの下欄に記載しております。

以 上

ニードルシリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・シェル形ニードルベアリング	TA, TAM, TLA, TLAM, YT, YTL, BA, BAM, BHA, BHAM, YB, YBH, TLAW, TAW	非該当	輸出令別表第一の四（五の二）、 六（一）
・汎用ニードルケーシング ・コネクティングロッド用 ニードルケーシング	KT, KTW, KT…N, KTV, KTZ, SKTZ, KT…EG, KTV…EG		
・旋削形ニードルベアリング ・Cルーブ旋削形ニードルベアリング	NA, RNA, TAF, TAFI, TR, TRI, BR, BRI, BRVI, GTR, GBR, GTRI, GBRI, TAF…/SG		
・分離形ケーシング付 ニードルベアリング	NAF, NAFW, RNAF, RNAFW, RNAF…N		
・ローラベアリング	NAG, NAU, TRU		
・シーブ用ローラベアリング	NAS		
・スラストベアリング	NTB, AS, AZ, AZK, GS, WS		
・複合形ニードルベアリング	NAX, NBX, NATA, NATB, NAXI, NBXI		
・内輪	IRT, IRB, LRT, LRTZ, LRB, LRBZ		
・カムフォロア	CF, CFKR, CFES, CFE, CF…W, CF-RU1, CF-FU1, CF-SFU, CF…G, CF…/SG, CF…F, CF…FW, CFS, CFS…W, NUCF, CR, CRH	対象外	機械部品（給油装置）
・カムフォロア用Cルーブユニット	CL		
・ローラフォロア	NAST, NART, NURT, CRY, RNAS, NART…/SG, NART…F	非該当	輸出令別表第一の四（五の二）、 六（一）
・クロスローラベアリング	CRB, CRBC, CRBH, CRBHV, CRBS, CRBT, CRBF, CRBFV		
・球面滑り軸受	SB, GE, SBB		輸出令別表第一の四（五の二）、 六（一）（滑り軸受）
・ピロボール	PB, PHS, POS, PHSA, PHSB, POSB		
・エルボール	LHSA, LHS, LHSF		
・エルボール用ダストカバー	PRC	対象外	一般機械部品（ゴムカバー）
・旋回ノズル	SNA, SNM, SNPT, PBA		一般機械部品（切削油吐出ノズル）
・ニードルベアリング用シール	OS, DS		一般機械部品（シール）
・ニードルベアリング用サークリップ	WR, AR		一般機械部品（止め輪）
・ニードルローラ	N	非該当	輸出令別表第一の四（五の二）、 六（一）
・注油ノズル	A, B	対象外	一般機械部品（グリースガン用）
・グリースニップル	A, B, JIS A, JIS B, NPT, NPB, NPF		一般機械部品（グリースニップル）

- ・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項（キャッチオール規制）に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則（EAR）の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のニードルシリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

直動シリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・CループリニアウェイL ・リニアウェイL	ML, MLF, MLC, MLG, MLFC, MLFG, MLL LWL, LWLF, LWLG, LWLC, LWLFC, LWLFG	対象外	一般機械部品(直動案内機器)
・CループリニアウェイLV	MLV		
・CループリニアウェイV	MV		
・CループリニアウェイE ・リニアウェイE ・低騒音リニアウェイE	ME, MET, MES, MEC, MEG, MESC, MESG, METC, METG LWE, LWET, LWES, LWEC, LWEG, LWESC, LWESG, LWETG, LWETC, LWE(T,S)・・・Q		
・CループリニアウェイH ・リニアウェイH	MH, MHT, MHD, MHDC, MHDG, MHDH, MHG, MHS, MMSG, MHTG, MHTL LWH, LWHD, LWHDC, LWHDG, LWHG, LWSH, LWSHG, LWHT, LWHTG, LWHY		
・リニアウェイF	LWFH, LWFF, LWFS		
・CループリニアウェイUL ・リニアウェイU	MUL LWUL, LWU		
・リニアウェイモジュール	LWLM, LWM, LRWM		
・Cループ リニアローラウェイスーパーX ・リニアローラウェイスーパーX ・リニアローラウェイX	MX, MXD, MXS, MXN, MXNS, MXNL, MXC, MXDC, MXDG, MXG, MXL, MXDL, MXNG, MXNSG, MXNSL, MXSG, MXSC, MXSL LRX, LRXD, LRXS, LRXC, LRXDC, LRXDG, LRXDL, LRXH, LRXG, LRXHC, LRXL, LRXSC, LRXSG, LRWX, LRWXH		
・CループボールスプラインG ・ボールスプラインG	MAG, MAGF, MAGFT, MAGL, MAGT, MAGLT LSAG, LSAGF, LSAGL, LSAGT, LSAGFL, LSAGLT, LSAGFT, LSAGFLT		
・ブロック形ボールスプライン ・有限ストローク ボールスプラインG	LSB, LSBT LS, LST		
・クロスローラウェイ ・クロスローラウェイユニット	CRW, CRWM, CRWG, CRWG・・・H, CRWU, CRWUG		
・ボールスライド	BWU, BSP, BSPG, BSR, BSU		
・リニアブッシング	LMG, LM, LMS, LBB, LBD, LBE, LMB, LME, LMGT, LK, LMSL		
・ストロークロータリブッシング	ST, STSI, STS, OR, BK, SF, BG	非該当	輸出令別表第一の四(五の二)、 六(一)
・ローラウェイ ・フラットケージ	RW, RWB, SR, GSN FT, FT・・・N, FTW	対象外	一般機械部品(直動案内機器)
・専用ジャバラ	JE, JH, JF, JR		一般機械部品(防塵用ジャバラ)
・注油ノズル	A, B		一般機械部品(グリースガン用)
・配管継ぎ手	LC, SC		一般機械部品(潤滑剤供給用)
・IKOグリース (ジャバラカートリッジ) (ミニグリースインジェクタ)	JG・・・/CG2, CGL, AF2 MG・・・/CG2, CGL, AF2	非該当	輸出令別表第一の三(一)、 五(十、十一、十二)、 輸出令別表第二の三十五 (三)等(潤滑グリース)

・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。

・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。

直動シリーズ

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
--------	--------	---------------------	-----

- ・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項(キャッチオール規制)に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則(EAR)の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外の直動シリーズ製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

メカトロシリーズ (テーブル本体)

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・精密位置決めテーブルTU	TU	対象外	一般機械部品 (精密位置決めテーブル)
・精密位置決めテーブルTE	TE・・・B		
・精密位置決めテーブルL	TSL・・・M		
・精密位置決めテーブルLH	TSLH・・・M, CTLH・・・M		
・高精密位置決めテーブルTX	TX・・・B, CTX・・・B		
・クリーン精密位置決め テーブルTC	TC・・・EB		
・マイクロ精密位置決め テーブルTM	TM		
・精密位置決めテーブル	TS, CT		
・精密位置決めテーブルLB	TSLB		
・リニアモータテーブルLT	LT		
・ナノリニアNT	NT		
・精密アライメントテーブル	AT		
・アライメントモジュールAM	AM		
・アライメントステージ ダイレクトドライブ形	SA・・・DE		
・精密昇降テーブル	TZ		

- ・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項 (キャッチオール規制) に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則 (EAR) の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のメカトロシリーズ (テーブル本体) 製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

メカトロシリーズ (電装品)

日本トムソン株式会社

シリーズ名称	代表的な形式	リスト規制に対する 該非判定結果	備 考
・プログラムコントローラ	CTN481G	非該当	一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・コントロールユニット	NCD171G・・・		一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の六 (七) ロボット
・専用ドライバ	ADA・・・, ADV・・・		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器、七 (八) の三) 半導体モジュール
	NCR-DCE0D3B-021D-S135, NCR-DDA0A1A-051D-T08		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器
	MR-J3・・・, MR-J4・・・		輸出令別表第一の二 (八) 周波数変換器
・ドライバ用セットアップソフトウェア	SW1DNC・・・	対象外	ユーティリティプログラム (CD-ROM)
・ドライバ用パソコン接続ケーブル	ADCH-AT2		一般機械部品 (ケーブル)
・中継コード	TAE・・・MC, ...EC, ...BC, ...LC, ...RS, ...LD		一般機械部品 (コード)
・ティーチングボックス	TAE・・・TB	非該当	一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ
・I/O増設ユニット	TAE・・・KB		一般機械部品 (電装関連装置) 輸出令別表第一の八 コンピュータ

- ・[非該当]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名は記載されていますが、仕様または精度としてリスト規制に該当しません。
- ・[対象外]: 輸出令別表第一の一～十五までの項に品目名が記載されていないため、リスト規制の対象とはなりません。
- ・上記製品は、輸出令別表第二には該当いたしません。
- ・当社製品は、すべて輸出令別表第一の十六の項 (キャッチオール規制) に該当します。輸出する際は、お客様において仕向国および用途・需要者を確認いただき、客観要件に該当する場合は、輸出許可申請等必要な手続きをお取りください。
- ・上記製品には、米国原産及び米国原産と見なされる部品・技術情報を使用しておりませんので、米国輸出管理規則 (EAR) の再輸出規制の対象外です。
- ・上記以外のメカトロシリーズ (電装品) 製品は、個別に該非判定を行いますので、IKOにお問合せください。

依頼日：西暦 年 月 日

日本トムソン株式会社

支社

営業所 行

輸出管理に関する該非判定依頼書

当社は下記の製品を輸出又は社内管理のために、該非判定書の発行を依頼します。
輸出に際しては国内外の法令を遵守し、当社の責任において輸出に関する必要な手続きを行うことを確認します。

ご依頼者	〒		－		
	所在地				
	社名				
	部署名			ご担当者名	
	TEL			FAX	
	E-mail				
輸出者 ★判定書に記載 する宛先 ★ご依頼者と同じ 場合は不要	〒		－		
	所在地				
	社名				
	部署名			ご担当者名	
	TEL			FAX	
	E-mail				
仕向地(国名)				★事前確認用の場合は、想定できる主たる仕向地	
輸出先会社名					
最終顧客名				★輸出先会社名と同じ場合は不要	
用途・装置名					
	※ オートバイ、チップマウンター・マシニングセンター 等一般的な最終製品名でご記入ください。 ※ 具体的な最終製品名の特定が難しい場合は、一般産業用、家電用、民生用等の名称でも結構です。 ※ 用途・装置名は判定書作成上の重要な確認事項となっております。				
発行依頼理由	☐ 通関用	☐ 設計での事前確認用	☐ 社内管理用	☐ その他	
製品名	品 名		形 番 ※ 記入欄が足りない場合は、別途添付をお願いします。		
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
輸出形態	☐ 単体	☐ 装置組込み			
発行希望日	年	月	日		
	※ IKO標準製品の場合、依頼書到着後5稼働日以上の猶予をお願いします。 ※ 特別な事由により短納期をご希望の場合は、理由をお聞かせください。 ※ 特別仕様の製品等では、購入部品の該非判定を必要とする場合があります、作成に時間を要します。				
判定書送付方法	☐ FAX	☐ E-mail	☐ 郵送	☐ その他	
送付先の確認	☐ ご依頼者	☐ 輸出者	☐ その他()		
その他のご依頼等					

注) 1. 上記様式中のチェック欄(□)には、該当項目に■またはレ点の入力をして下さい。 ※ は必須項目です。
2. 上記様式中のチェック欄(□)には、同行内の1箇所にもみ必ずチェックをして下さい。

◎ご記入頂いた全ての情報は、輸出管理以外の目的には使用致しません。(日本トムソン株式会社)

I K O 記 入 欄	輸出管理室			受付 支社・営業所		
	判定書番号 C-	事務局	所轄長	営技課長	営業課長	受付者
	判定書作成日: 年 月 日			発行No. :		